

# 信託契約において定められた信託終了の制限に関する規定に受託者解任権の制限が含まれるとした事例

国土館大学教授

富田 仁 Jin Tomita

東京地裁令和5年3月17日判決

【棄却】

令和3年（ワ）第33382号

令和4年（ワ）第13277号

LEX/DB : 25609105



## I 事実の概要

X1は、甲、乙、丙の各物件（以下、併せて本件物件という。）を有しており、平成27年12月27日、妻A及び二男Yを連帯保証人として、B信用金庫から1200万円（債務①）を借り入れ、Bを根抵当権者とし、本件物件を共同担保とする極度額5000万円の根抵当権を設定した。その後、X1はYを連帯保証人として2850万円（債務②）、続けて475万円あまり（債務③）をBから借り入れた。

平成28年11月16日、X1とYは公正証書をもって、X1を委託者兼受益者、本件物件を信託財産、Yを受託者とする信託契約を締結した。当該信託契約の規定（本件規定）には、以下の規定が定められていた（以下は、筆者の抜粋要約である。）。

- ・ X1の生活・介護・借入金返済・納税等に必要な資金を給付して受益者の幸福な生活及び福祉を確保すること、並びに資産の円満な承継を実現することを目的として、Yに対し、本件物件を信託財産として管理及び処分することを信

託する（1条、2条）。

- ・ YはX1又はその成年後見人等の要望に応じ、X1の生活・介護・療養・納税等に必要な費用を前項の収益からX1に隨時給付し、また、X1の医療費、施設利用費等を銀行振込等の方法で支払う（9条2項）。

- ・ X1は、Yとの合意により、本件信託契約の内容を変更し、若しくは本件信託契約を一部解除し、又は本件信託契約を終了させることができる（11条）。

- ・ この契約条項にない事項は、信託法その他の法令に従うものとする（12条2項）。

- ・ 本件信託契約終了後、残余の信託財産については、Yに帰属させる（15条）。

令和元年8月5日、裁判所は株式会社Cの申立てにより、X1に対する平成29年1月25日付け自宅建築工事請負契約（本件物件とは別の建物である。）に基づく実費等（1010万円あまり）を請求債権として、X1のYに対する信託受益権を仮差押債権とする仮差押決定をした。このためYは、X1を連帯保証人として、Bから1500万円（債務④）を借り入れた上で、X1のBに対する債務③と、Cの前記請求債権を一括返済した。それ以降、Yは本件物件に係る賃料収入をもとに、Bに対し債務④の返済をしており、また債務①及び債務②については、Bとの間で免責的債務引受け契約及び本件根抵当権の債務者をYに変更する旨の合意を締結し、引受け債務による返済をしている。